

災害時要援護者の避難対策に関する検討会 検討報告(概要) (案)

1 避難所における支援

- **避難所における要援護者用窓口の設置**
 - ・ 災害時に要援護者班は要援護者用窓口を設置し、要援護者からの相談対応等を実施
 - ・ 介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応
- 福祉避難所の設置・活用の促進
 - ・ 市町村の防災担当者、福祉担当者、福祉関係者等への周知
 - ・ 福祉避難所となり得る施設の情報を取りまとめて周知をはかり、要援護者が避難所を選択できる状況となるように努めること

2 関係機関等との連携

- **災害時における福祉サービスの継続(BCP)**
 - ・ ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との連携
 - ・ 介護保険関係業務等の福祉サービスの継続
- 保健師、看護師等の広域的な応援
 - ・ 保健師、看護師、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士等の広域的な応援
- **避難支援関係者連絡会議(仮称)**等を通じた緊密な連携の構築
 - ・ 避難支援関係者連絡会議を通じた関係機関等との情報共有等

3 避難支援ガイドラインに沿った取組の更なる発展

- 関係機関等との情報伝達
 - ・ 関係機関等における要援護者の支援担当の明確化
 - ・ インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段による通信の確保
- 要援護者情報の積極的な収集・共有
 - ・ **共有情報方式(個人情報目的外利用・第三者提供)の積極的活用**
- 市町村を中心とした取組の更なる促進
 - ・ 障害者団体による積極的な支援活動
 - ・ 雪害時の支援等への活用